

令和 3 年 4 月 21 日現在

機関番号：34304

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2017～2020

課題番号：17K03489

研究課題名（和文）傷害保険の原因事故概念に関する研究

研究課題名（英文）A Study on the Causal Accident Concept of Personal Accident Insurance

研究代表者

吉澤 卓哉（YOSHIZAWA, Takuya）

京都産業大学・法学部・教授

研究者番号：50708360

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,100,000円

研究成果の概要（和文）：本研究では、従来、研究がほとんど行われてこなかった傷害保険に関する次の2点を明らかにすることができた。第1は、原因事故概念に関する研究である。本研究において、傷害保険における原因事故の捉え方を明らかにすることができた。

第2は、偶然性要件に関する研究である。すなわち、偶然性には、原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性の2種類があるが、両偶然性の相違が約款解釈にどのような影響を与えるかについて検討を行い、当該影響を明らかにすることができた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究では、次の2点を明らかにすることができた。

第1は、原因事故概念の捉え方である。すなわち、傷害保険では保険事故概念とは別に原因事故概念が存在し、この原因事故について急激性・偶然性・外来性の3要件具備が求められている。けれども、この3要件に関しては判例や研究の蓄積があるものの、肝心の原因事故概念に関する研究は乏しかった。

第2は、2種類の偶然性の相違が傷害保険約款解釈に与える影響である。すなわち、偶然性には、原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性の2種類があることは従来から指摘されているものの、その相違がどのように傷害保険約款解釈に影響するかが明らかにされていなかった。

研究成果の概要（英文）：In this study, the following two points concerning personal accident insurance were clarified, for which little research has been conducted in the past.

The first is a study on the concept of causal accident. In this study, we clarified the concept of causal accident in personal accident insurance.

The second is a study on the coincidence requirement for personal accident insurance. In other words, there are two types of coincidence: coincidence of the occurrence of the causal accident and coincidence of the occurrence of the consequence. How the difference between the two types of coincidence affects the interpretation of the insurance policy clauses was examined, and the relevant effects were clarified.

研究分野：保険法

キーワード：傷害保険 原因事故 偶然性 原因事故発生の偶然性 結果発生の偶然性

1. 研究開始当初の背景

広く販売されている傷害保険は、保険法では傷害疾病定額保険契約（同法2条9号）に該当するが、具体的な給付要件は保険法には規定されていない。具体的な保険給付要件は、それぞれの傷害保険の保険約款で規定されており、概ね次のような規定となっている。

「当社は、被保険者が日本国内または国外において急激かつ偶然な外来の事故によってその身体に被った傷害に対して、この約款に従い保険金を支払います。」

ところで、傷害保険の保険事故として、被保険者側から保険会社に事故通知されるものは、実に様々な事故形態や受傷内容がある。しかも、その事故通知の件数は膨大である。保険実務においては、こうした膨大な事故通知事案を迅速かつ的確に処理しなければならないが、その一方で、事故形態や受傷内容が多様であるので、保険契約者間の公平性も確保しながら処理しなければならない。この事故形態と受傷内容の多様性を眼の前にして、保険契約者間の公平性確保に苦心してきたのが傷害保険実務の歴史であると言えよう。

そのような状況の中、最高裁が偶然性要件および故意免責条項に関する判断を示した（最判平成13年4月20日民集55巻3号682頁、最判同日集民202号161頁）。両判決は、偶然性要件の主張立証責任は被保険者側にあること、故意免責条項は「確認的注意的」な規定であることを明らかにしたが、保険実務では特に違和感のない判断であった。ところが、平成19年に至り、最高裁は外来性要件および疾病免責条項に関する判断を示し始めた（最判平成19年7月6日民集61巻5号1955頁、最判平成19年7月19日生保判例集19巻334頁、最判平成19年10月19日集民226号155頁、最判平成25年4月16日集民243号315頁）。これらの判決は、従前からの保険実務とは異なる考え方を示しており、保険実務に対して一定程度あるいは相当程度の影響・混乱・困惑等を与えている。学説においても、これらの判決を巡って様々な議論がなされており、收拾が付いていない状況にあるが、そもそも、議論の出発点について共通の認識が成立していないように思われる。すなわち、急激性・偶然性・外来性という要件は傷害保険の原因事故について求められるものであるが（保険事故概念とは別概念である）、被保険者の受傷に至る一連の多数の事象の中で、いずれの事象を原因事故と捉えるべきかについて十分な議論がなされておらず、ここに混乱の一因がある（なお、傷害保険における原因事故の捉え方に関する僅かな先行研究として、植草桂子「傷害保険の外来性要件について」保険学雑誌621号（2013年）、横田尚昌「傷害保険事故の外来性と急激性との関係」損害保険研究75巻2号（2013年）がある）。

2. 研究の目的

本研究の目的は、上記1で述べた背景事情の下、傷害保険約款における原因事故の捉え方を明らかにすることである。

3. 研究の方法

(1) 文献渉猟

傷害保険に関する内外の文献を渉猟したうえで検討を行った。

傷害保険における原因事故の捉え方を探求するにあたっては、現在の保険約款に基づく取扱いのみならず、過去および諸外国における保険約款や取扱いも参照する必要がある。傷害保険は、1849年に英国で発売されたことに始まるものであり（翌年には米国で発売されている）、また、日本では日本傷害保険株式会社が1911年に保険引受を開始したことに始まる。したがって、欧米では160年以上、日本でも100年以上の歴史がある。そして、この間に、相当数の文献（学術文献および保険実務書）が著されている。そこで、丁寧に文献渉猟を実施した。

(2) 裁判例の収集・分析

傷害保険の保険給付要件に関する裁判例を収集のうえ分析し（主に日本の裁判例）、裁判所がいかに関し傷害保険の原因事故を捉えてきたかを明らかにした。その際には、裁判例を次の3時期に分類して検討を行った。すなわち、原因事故の外来性に関する最高裁の立場が平成19年の3つの判決で示されたため、①平成19年以前の下級審裁判例、②平成19年以降の最高裁の裁判例、③平成20年以降の下級審の裁判例の3時期である。

(3) 保険実務ヒアリング

傷害保険は、損害保険会社が販売する傷害保険のうちの一般的な保険商品だけでも年間100万件弱に上り、保険事故件数も相当な件数であると推測される。他方、被保険者側と保険者が傷害保険の保険金支払を巡って裁判となり、しかも判決に至る件数は、一般に傷害保険で支払われる保険金の額が少額であるため、死亡事案や重度の後遺障害事案を除くと、比率としては極めて少ない。また、傷害保険の保険事故は、事故形態や受傷内容が千差万別である。

こうしたことからすると、傷害保険における原因事故の捉え方を検討するにあたっては、

- ① 実際にどのような事故形態や受傷内容の傷害事故が発生しているのか。
- ② 傷害保険約款を適用するにあたり、どのような支障や疑義等が生じているのか。
- ③ 傷害保険の原因事故を、保険実務ではどのように捉えているのか、また、その捉え方は

一定しているのか。

等々について、知っておくことが不可欠である。そこで、傷害保険を多数引き受けている主要な損害保険会社、および、損害保険料率算出機構にヒアリングを実施した。なお、損害保険料率算出機構は、傷害保険料率を算出することを業務としているが、料率算出の前提として標準約款を策定しているのでヒアリング先とした。

(4) 総合的な検討と研究対象の拡張

以上を踏まえて、原因事故の捉え方について総合的な検討を行った。

また、原因事故の捉え方に関連して傷害保険約款の構造に関する問題点が明らかとなったため、その点についても併せて検討を行った。具体的には、原因事故の要件の一つである偶然性には、2種類の偶然性（原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性）があることは従来から知られているが、両偶然性の相違が傷害保険約款の適用や解釈においてどのような影響を及ぼすかについて従来明らかにされていない。そこで、当該論点についても検討を行った。

4. 研究成果

(1) 原因事故の捉え方

一般的な傷害保険（普通傷害保険や家族傷害保険）における原因事故の捉え方は、原因事故先行特定説(a)、同説(b)、原因事故複数候補選択説、原因事故受傷直前事象説に大別できる。いかに傷害保険における原因事故を捉えるべきかについて、様々な観点から検討を行った結果、原因事故先行特定説(a)を採用すべきであると考えられる。

なお、原因事故先行特定説(a)とは、被保険者の受傷を確定したうえで、まずは、受傷よりも前段階の一連の過程の中で、最も事故性が強い事象、あるいは、最も重要性が高いと考えられる一つの事象を原因事故と特定する。そのうえで、当該原因事故について、原因事故3要件（保険給付要件として原因事故に具備が求められる急激性・偶然性・外来性）の全てが具備されているか否か、および、当該原因事故と受傷との間に相当因果関係があるか否かを検討する。そして、原因事故3要件の有無を判断するにあたっては、原因事故の前段階事象を勘案しない立場のことである。

次に、一般的な傷害保険以外の保険商品であって、同様の約款規定を用いるものについても、原因事故の捉え方を検討した。その結果、原因事故発生時における被保険者の状態が限定されている傷害保険（交通事故傷害保険やファミリー交通傷害保険）についても、原因事故の捉え方は一般的な傷害保険（普通傷害保険や家族傷害保険）と同じであると解すべきである。

一方、自動車保険の一部である人身傷害補償保険に関しては、交通事故傷害保険と類似する約款文言を有するものの、原因事故先行特定説(a)に拠ることなく、運行起因事故または運行中の特定事故を原因事故と捉えるべきである。なぜなら、そもそも人身傷害補償保険は傷害保険の一種ではなく、また、自動車保険の一部である自損事故保険や無保険車傷害保険を前身とする保険商品である。そして、自損事故保険や無保険車傷害保険や人身傷害補償保険は、運行起因事故や運行中の特定事故等を原因事故として保険商品が作られていると考えられるからである。

以上の内容は、論文である吉澤卓哉「傷害保険における原因事故の捉え方について」産大法学（京都産業大学）51巻2号（2017年7月）1-62頁として発表のうえ、さらに検討を加えて、単著である吉澤卓哉『傷害保険の約款構造 一原因事故の捉え方と2種類の偶然性を中心に一』（2020年3月。法律文化社。全268頁）の第1章として発表した。

(2) 2種類の偶然性

傷害保険において原因事故には急激性・偶然性・外来性の3要件具備が求められるが、そのうちの偶然性に関しては、2種類の偶然性（原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性）がある。

原因事故発生に偶然性のある事案では、原因事故について事故性が求められる代わりに、「傷害」概念が大幅に拡大して解釈されている。また、原因事故発生について予見可能性または結果回避可能性がなければ、急激性要件も大幅に緩和されている。こうした保険給付要件の解釈からすると、傷害保険は、「傷害保険」と称するよりも、むしろ「事故保険」と称した方が適しているかもしれない。実際に傷害保険の保険事故として保険給付の対象となる身体障害の大半は、原因事故発生に偶然性のある事案によって生じている。

その一方で、結果発生に偶然性のある事案も、偶然性要件を充足するものとして取り扱われている。筆者は、結果発生に偶然性が認められる条件は次の3つであると整理した。すなわち、(ア)被保険者が意図どおりに行った行為（非自発的行為や受動的行為を含む）であって、(イ)当該行為自体が直接的に被保険者の身体に（悪）影響を及ぼすものであるが、(ウ)身体障害が生じるほどの（悪）影響であるとは、被保険者は（明確には）認識しておらず、かつ、一般常識でもなかったことである。

結果発生に偶然性のある事案にはこのような特徴があるが、保険給付要件や免責条項の解釈において、原因事故発生に偶然性のある事案とは次のような相違があることを確認した。

第1に、原因事故3要件の一つである急激性の意義に関して相違があり得る。急激性要件について、時間的な長短のみで判断する立場では、両偶然性において判断基準は同一となる筈である。他方、時間的な長短のみならず、予見可能性や結果回避可能性も考慮して急激性を判断する立場では、両偶然性で時間的な長短の判断基準は同一であるものの、予見可能性や結果回避可能性の対象事象が異なるので（原因事故発生に偶然性のある事案に関しては、原因事故発生についての予見可能性や結果回避可能性を急激性判断で考慮する。他方、結果発生に偶然性のある事案に関

しては、結果発生についての予見可能性や結果回避可能性を急激性判断で考慮する)、理論的には急激性の判断が分かれる可能性がある。したがって、急激性要件について予見可能性や結果回避可能性も考慮して判断する立場を採る場合には、当然のことながら結果発生に偶然性がある事案においても(たとえば、通常の靴擦れ)、同様の考慮をして判断すべきであるが、原因事故発生に偶然性のある事案と結果発生に偶然性のある事案とでは予見可能性や結果回避可能性の対象事象が異なることに留意する必要がある。

第2に、保険給付要件の一つである傷害保険における「傷害」の概念に関して相違がある。原因事故発生に偶然性があり事故性のある事案では、原因事故について事故性を求める代わりに、「傷害」概念が日常用語としての傷害よりも相当に広く捉えられている。他方、結果発生に偶然性のある事案や、原因事故発生に偶然性がある事案であっても事故性が認められない事案や乏しい事案では、傷害保険における「傷害」概念を、日常用語における傷害とほぼ同義と解している(「傷害」概念を拡張しない)。

第3に、傷害保険の偶然性要件における偶然性には、原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性が存在することは、故意免責条項や重過失免責条項の解釈にも影響を与えると考えられる。しかるに、従来の議論は、原因事故発生に偶然性のある事案を念頭に置いたものであったように思われる。

以上の内容は、論文である吉澤卓哉「傷害保険における2種類の偶然性—原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性」産大法学52巻2号(2018年7月)29-142頁として発表のうえ、さらに検討を加えて、単著である吉澤卓哉『傷害保険の約款構造—原因事故の捉え方と2種類の偶然性を中心に—』(2020年3月。法律文化社。全268頁)の第2章として発表した。

なお、さらに、傷害保険約款における偶然性概念と財産保険約款における偶然性概念が異なることから、当該論点について検討を加え、後者の偶然性概念を再考すべきことを提唱した。この点に関しては、吉澤卓哉「判批：人身傷害保険における偶然性の意義とその証明責任の所在」産大法学54巻3・4号(2021年1月)137-167頁として発表した。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計3件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 吉澤卓哉	4. 巻 52(2)
2. 論文標題 傷害保険における2種類の偶然性 原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 産大法学（京都産業大学）	6. 最初と最後の頁 29-142
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉澤卓哉	4. 巻 51(2)
2. 論文標題 傷害保険における原因事故の捉え方について	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 産大法学（京都産業大学）	6. 最初と最後の頁 1-62
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

1. 著者名 吉澤卓哉	4. 巻 54(3・4)
2. 論文標題 判批：人身傷害保険における偶然性の意義とその証明責任の所在	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 産大法学（京都産業大学）	6. 最初と最後の頁 137-167
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている（また、その予定である）	国際共著 -

〔学会発表〕 計1件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 吉澤卓哉
2. 発表標題 傷害保険における2種類の偶然性 原因事故発生の偶然性と結果発生の偶然性
3. 学会等名 日本保険学会関西西部会
4. 発表年 2018年

〔図書〕 計1件

1. 著者名 吉澤 卓哉	4. 発行年 2020年
2. 出版社 法律文化社	5. 総ページ数 280
3. 書名 傷害保険の約款構造	

〔産業財産権〕

〔その他〕

論文が掲載されている産大法学（京都産業大学）は、次のウェブサイトで無料閲覧が可能である。 https://ksu.repo.nii.ac.jp/index.php?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_snippet&index_id=9&pn=1&count=20&order=17&lang=japanese&page_id=13&block_id=21

6. 研究組織

氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------